

ロ シ ア 連 邦

	A ルー ト	B ルー ト	C ルー ト
I ルー トの種 類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが, 送達の共 助が行われたもの (行われ得 るもの)
II ルー トの選 択基準	日本人に対する送達の場合 は原則として本ルー ト	外国人に対する場合又は A ルー トで囑託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて 一大使, 総領事の管轄 区域については VI) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は, ロシ ア語又は受送達者が解 する言語のいずれかの 訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所 在地については VII) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて一ロ シア語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添 付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	5 箇 月	13 箇 月	先例なし
VI 大使, 総領 事の管轄区域	在ロシア連邦日本国 大使 在ウラジオストク日 本国総領事 在サンクトペテルブ ルク日本国総領事 在ハバロフスク日本 国総領事 在ユジノサハリンス ク日本国総領事	在ウラジオストク, 在サンクトペテルブルク, 在ハバロフス ク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事の管轄に属す る地域を除く地域 沿海地方, カムチャツカ州, マガダン州及びコリヤーク自 治管区 サンクトペテルブルク市, レニングラード州 ブリヤート共和国, サハ共和国 (ヤクーチヤ), ハバロフス ク地方, アムール州, イルクーツク州, チタ州, ユダヤ自治 州及びアギン・ブリヤート自治管区 サハリン州	
VII 中央当局	名 称 所在地	The Ministry of Justice of the Russian Federation ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 119991 Russian Federation	

※「V 期間」欄には, 過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが, 同一国に対し, 同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出ることがあります。